

神奈川大和阿波おどり振興協会規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、神奈川大和阿波おどり振興協会（以下「本協会」という。）と称する。

第2条（目的）

本協会は、神奈川大和阿波おどりを通じ、大和市の文化の高揚と市民のこころのふれあい、地域の発展ならびに観光の振興に寄与することを目的とする。

第3条（事務所）

本協会事務所を会長宅に置く。

第2章 事 業

第4条（事業）

本協会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 神奈川大和阿波おどりの開催に関する事
- (2) 神奈川大和阿波おどり連部会（以下「連部会」という。）への指導、育成及び支援
- (3) 神奈川大和阿波おどりのグッズの企画および販売に関する事
- (4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第5条（会員の種類）

本協会の会員は、会員及び特別会員とする。

- 2 会員は、本規約の第2条に掲げる目的及び第4条の事業に賛同する個人、企業、団体、商店会、自治会、連等とする。
- 3 特別会員は大和市、大和商工会議所とする。

第6条（加入及び退会）

会員として加入しようとする者は、加入申込書（第1号様式）を、本協会会長（以下会長という。）に提出し、役員会の承認を得るものとする。

- 2 会員は、退会するときは、退会届出書（第2号様式）を会長に提出するものとする。

第7条（表決権）

会員は、各々一個の表決権を有する。

- 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 3 第2項の代理人は、その代理権を証する書面を、表決権行使前に提出しなければならない。

第8条（会費）

会員は、毎年2月末までに一括して、会費を納入しなければならない。ただし、特別会員には会費を賦課しない。

- 2 会費の額は年額一口12,000円、一口以上とし、年の途中で入会の場合は、当該年度の加入期間に応じた月数分の額とする。
- 3 払い込み方法は振込みまたは持参により納入するものとする。
- 4 納入した会費は返還しない。

第4章 役員

第9条（種類及び定数）

本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 2名

第10条（役員を選任）

会長、理事、会計は総会において選任する。

- 2 副会長は、総会の同意を経て会長が選任する。

第11条（役員の職務）

会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。
- 3 会計は、本協会の経理を処理する。
- 4 役員は、役員会を構成し業務を決定し執行する。

第12条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠で選任された役員の任期は、残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が終了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

第5章 顧問および相談役

第13条（顧問および相談役）

本協会に顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、本協会の発展及び運営に功績があったと認められる者を、役員会に諮って会長が任命する。
- 3 相談役は、役員会に出席して意見を述べることができる。

第6章 監査

第14条（監査）

本協会の業務及び経理を監査するため監事をおく。

- 2 監事は、その結果を総会に報告するものとする。
- 3 監事は2名とし、総会において選任する。

第7章 総会

第15条（総会）

総会は通常総会と臨時総会とし、会長がこれを招集し、議長は出席者の中から互選する。

- 2 通常総会は、毎年一回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 総会は、会員をもって構成する。
- 4 総会は、構成員の過半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2をもって決する。

- 5 臨時総会は、会長または役員会が開催の必要を認めたとき、又は、会員の5分の1以上が、会議の目的たる事項を示し請求したとき、20日以内に開催しなければならない。
- 6 総会に付議する事項は次のとおりとする。
- (1) 規約の改正
 - (2) 役員を選任又は解任
 - (3) 会費に関する事項
 - (4) 事業計画及び事業報告の承認
 - (5) 予算の議決及び決算の認定
 - (6) 役員会において、総会に付議すべきことを決議した事項
 - (7) その他、会長が必要と認めて付議した事項

第8章 役員会

第16条（役員会）

役員会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 役員会の議長は、会長があたる。

第17条（役員会に付議する事項）

役員会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 本協会の今後の方針や方向性等重要な事項
- (4) 実行委員長の選任
- (5) 実行委員会への付託事項
- (6) 部会について必要な事項
- (7) 会員の加入の諾否
- (8) 重要事項を調査研究するための研究会の設置
- (9) 事務局職員に関すること
- (10) 顧問及び相談役の承認
- (11) その他会長が必要と認める事項

第9章 部会

第18条（部会の設置）

本協会は、第2条に掲げる目的を達成するにあたり、次の部会を置く。

- (1) 事業企画部会
 - (2) 財務部会
 - (3) 連部会
- 2 部会について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

第10章 実行委員会

第19条（実行委員会の設置）

本協会は、第4条第1項の神奈川大和阿波おどりを開催するにあたり、実行委員会を設置する。

- 2 実行委員会は別に定める、神奈川大和阿波おどり開催要項に従って、これを行うものとする。

第 1 1 章 会 計

第 2 0 条 (経費)

本協会の経費は、会費、補助金、寄付金、協賛金、広告料、その他の収入をもってあてる。

第 2 1 条 (事業年度)

本協会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、その年の 1 2 月 3 1 日に終わる。

第 1 2 章 事 務 局

第 2 2 条 (事務局)

本協会に事務局を置くことができる。

- 2 事務局に必要な職員をおくことができる。

第 2 3 条 (職員)

職員について必要な事項については、役員会の議決を経て別に定める。

第 1 3 章 委 任

第 2 4 条 (委任)

本協会の運営に関して、この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 1 2 年 2 月 1 0 日から改正実施する。

この規約は、平成 1 3 年 2 月 7 日から改正実施する。

この規約は、平成 1 4 年 2 月 6 日から改正実施する。

この規約は、平成 2 2 年 1 2 月 1 3 日から改正実施する。

この規約は 平成 2 3 年 3 月 2 8 日から改正実施する。

この規約は 平成 2 9 年 3 月 2 9 日から改正実施する。